

## とくしまEBPM評価会議設置要綱

### (目的)

第1条 徳島県のEBPM (Evidence-Based Policy Making, エビデンスに基づく政策立案) 推進に係る取組に関して, 専門的見地から評価, 助言及び協力を得るためにとくしまEBPM評価会議 (以下, 「評価会議」という。) を設置する。

### (審議事項)

第2条 評価会議は, とくしまEBPM研究会長の要請に基づき, とくしまEBPM研究会で検討された事項の適切性, 信頼性についての評価及び助言を行い, その内容を報告書としてとくしまEBPM研究会長に提出する。また, エビデンスの活用状況について審議する。

### (組織)

第3条 評価会議は, EBPM推進に関する知見を有する専門家7名以内の委員で構成する。

2 議長は, 委員の互選により定めることとする。

3 評価会議は, 議長が必要に応じて招集し, これを総理する。

4 議長に事故等あるときは, 議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 評価会議は, 必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め, 意見を求めることができる。

### (事務局)

第4条 評価会議の事務局は, 政策創造部統計データ課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか, 評価会議に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要綱は, 令和2年2月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は, 令和3年4月1日から施行する。